

一般財団法人小田原市事業協会 行動計画

職員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間

2 内 容

(1) 目 標

令和4年3月31日までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

(2) 対 策

令和2年4月から毎週水曜日をノー残業デーとする。

なお、各部署、各職員の業務状況に応じて、水曜日に残業が発生した場合は、月4回のノー残業デーを実行する。